

## おにぎり通信

## 2015 年 10 月 3 日 (土曜) 四ツ谷おにぎり仲間

1 0月になりました。さわやかな秋風は大歓迎ですが「秋風邪」は避けて通りたいものです。秋風邪とは言っても、喉の痛み、熱、頭痛など、ごく一般的な風邪の しょうじょう ぎゃく からだ

症状にすぎません。だから逆に「体がほてっているようにがんじるのは、まだ昼間は暑いこともあるからだ」と勘違いしてしまいかねません。これからだんだん寒暖の差が出てきます。ご注意ください。

ふくしこうどうほうこく **〈福祉行動報告〉 9月21日** 

> hんきゅうちゅう ゃくしょ へいちょう 連休中で役所が閉庁のため、お休みさせていただきました。

次回の福祉行動:10月5日(月) 東京駅丸の内北口地下に朝8時30分までに集合してください。 関煙所横、コンビニの並びの赤富士の 絵のところに「おにぎり通信」を持った者が待機しますので、声をかけてください。 病院に行きたい方や、体を休めたい方と一緒に「福祉事務所」や「聖イグナチオ生活相談室」まで、ボランティアが同行いたします。福祉行動は毎週 月曜日(月曜日が祝日のときは火曜日)です。福祉行動は参加されるそれぞれの方が、ご自身の希望をご自身の言葉でハッキリと伝えることにより成り立ちます。

## もより ふくしじむしょ 最寄の福祉事務所ほか

昨年から一部の自治体で試行されていた「生活困窮者自立支援法」が、今年4 がつ せいしき しこう 月から正式に施行になり、半年が経ちました。

約900ある地方自治体の福祉窓口では「生活困窮者」の自立支援をおこなうわけですが、具体的にはすべての自治体がおこなわなければならない「必須事業」と、やってもやらなくてもいい「任意事業」があります。

がなら 必ずおこなわなければならない「必須事業」は「自立相談支援事業」と「居住 かくほしぇん でけいてうだん こ がくしゅうしぇん ではいてす。そのほかのこと、たとえば家計相談や子どもの学習支援な とは任意事業になるため、支援内容に地域格差が生じる可能性があります。

できたんまどぐちぎょうむ みんかん いたく しかも、相談窓口業務は民間に委託してもよいことになっており、人材派遣会 しゃ いたく じょたい で 社に委託する自治体も出てきています。

「生活困窮者自立支援法」では「中間的就労」をすすめていることも問題です。

「生活困窮者自立支援法」では「中間的就労」をすすめていることも問題です。

「中間的就労」は就労訓練の一つで、最低賃金以下で働いてよいことになって

せいかっこんきゅうしゃ さいていちんぎんいか はたら

います。生活困窮者が最低賃金以下の労働環境に置かれたり、人材派遣会社が
はけんさき やす ろうどうりょく はたら かのうせい
派遣先で安い労働力として働かせる可能性もなきにしもあらずです。

せいかつこんきゅうしゃじりつしえんほう けいざいてき きゅうふ いずれにしても、「生活困窮者自立支援法」には経済的な給付がほとんどあ ゆいいつ けいざいきゅうふ じゅうきょかくほきゅうふきん りません。唯一の経済給付は「住居確保給付金」ですが、家賃補助(3カ月) りしょくしゃ げんてい の対象を「離職者」に限定しています。たとえばネットカフェに寝泊まりしな つき すうまんえん え りようりょう しょくひ がら働いて月に数万円を得ている人は、ネットカフェの利用料と食費を確保す せいいっぱい じゅうたく かくほ 上ゆう るのに精一杯で、住宅を確保する余裕のない「困窮者」です。にもかかわらず、 せいかつこんきゅうしゃじりつしえんほう きゅうふ たいしょう りしょく ひと げんてい 「生活困窮者自立支援法」では給付の対象を「離職」している人に限定している じゅうきょかくほきゅうふきん ため、「住居確保給付金」を受けることはできないのです。こういった人が3カ げんざい しごと な う りしょくしゃ 月の家賃補助を受けるために現在の仕事を投げ打って「離職者」になるというの せいかつこんきゅうしゃじりつしえんほう は現実的ではありません。「生活困窮者自立支援法」が「生活保護」につながら ちゅうし ないようにするための障壁にならないか、注視していきたいと思います。



おにぎりを包んでいるラップや読み終わった通信は放置せずに、ゴミ 箱に入れるなどして片付けにご協力をお願いいたします。おにぎりは かならずその日のうちにお召し上がり下さい。一人でも多くの方に名 し上がっていただくため、おにぎりは一人一個でお願いいたします。

四ツ谷おにぎり仲間 連絡先:080-7795-8535